○金融庁告示第四十号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百七十七条第八項及び第百七十八条第一項の規定に基づき、金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を次のように改正し、平成二十八年九月一日から適用する。

平成二十八年八月三十一日

金融庁長官　森　信親

（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部改正）

第一条　金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号の表（注6）中「もの及び」を「もの、非清算店頭デリバティブ取引（府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいい、同条第七項の規定により同項第二号イからホまでに掲げる一又は複数の取引が含まれるものを含む。）に係る当初証拠金（同条第一項第二十一号の六に規定する当初証拠金をいい、同号ニの規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理されるものに限る。以下（注6）及び（注10）において同じ。）及び同条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの並びに」に改め、同表（注10）中「規定による信託」の下に「、当初証拠金並びに府令第百二十三条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの」を加える。

（特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部改正）

第二条　特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号イ中「顧客区分管理信託」の下に「、当初証拠金（府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する当初証拠金をいい、同号ニの規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理されるものに限る。以下この号、第十九条第一項第三号（注6）及び（注10）において同じ。）及び府令第百二十三条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第六条第八項の表株券等の項中「第九条第五項の表に定める率」を「十六パーセント」に改める。

第十九条第一項第三号の表（注6）中「もの及び」を「もの、非清算店頭デリバティブ取引（府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいい、同条第七項の規定により同項第二号イからホまでに掲げる一又は複数の取引が含まれるものを含む。）に係る当初証拠金及び同条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの並びに」に改め、同表（注10）中「規定による信託」の下に「、当初証拠金並びに府令第百二十三条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの」を加える。

○金融庁告示第四十一号

スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第一項第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に掲げる日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年八月三十一日

金融庁長官　森　信親

日本における代表者の氏名及び住所　百々　敦浩　東京都世田谷区深沢七丁目二十番十一号

○法務省告示第四百六十一号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の区長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十八年九月十七日から効力を生ずる。

平成二十八年八月三十一日

法務大臣　金田　勝年

京都府京都市上京区長
京都府京都市東山区長

○法務省告示第四百六十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表日本エクシード株式会社及び株式会社渡辺製作所の項を削り、同表株式会社晃和の項中「栃木県佐野市関川町六百五番地」を「栃木県佐野市町谷町二千九百四十三番地」に改め、同表株式会社千代田製作所の項を削り、同表株式会社池田製作所の項中「群馬県太田市西新町百三十五番地の三」を「群馬県太田市西新町百三十五番地の三」に改め、同表株式会社小林製作所の項、和田工業株式会社の項、株式会社ハンズの項及び株式会社サンテックの項を削り、同表株式会社キッツメタルワークスの項中「長野県茅野市宮川小早川七千三百七十七番地」を「長野県茅野市宮川字小早川七千三百七十七番地」に改め、同表株式会社新興製作所の項、株式会社ジャパン・ミヤキの項、ＭＰＰＫＯＭＡＴＳＵ株式会社の項、エンシュウ株式会社の項から株式会社オーミの項まで、旭テック株式会社の項、サンコー精産株式会社の項、株式会社アイキテックの項、晃栄産業株式会社の項、株式会社石田大成社の項、株式会社ニチダイの項、タカヤマ戸樋受製作所の項、株式会社豊田照明の項及び阪神内燃機工業株式会社の項を削り、同表株式会社荒木板金工場の項中「熊本県菊池市旭志川辺千百二十六番地七熊本北工業団地」を「熊本県菊池市旭志川辺千百二十六番地七熊本北工業団地内」に改め、同表リューベ株式会社の項、株式会社住田工業所の項、株式会社ナカキンの項、株式会社昭特製作所の項、株式会社兵庫精密工業所の項、株式会社東北シモンの項、株式会社丸一工業の項、京浜金属工業株式会社の項から富士シート株式会社の項まで、日幸ライト工業株式会社の項から華井プラ工業有限会社の項まで、清川メツキ工業株式会社の項、常陸電装株式会社の項、ボルツ株式会社の項、一関ヒロセ電機株式会社の項、住友電気工業株式会社の項、興研株式会社の項、モリ工業株式会社の項、川口板金株式会社の項、株式会社大紀アルミニウム工業所の項、株式会社田尻の項、新日本レイキ株式会社の項、株式会社高橋製作所の項、株式会社堀川製作所の項、アイテック株式会社の項及び株式会社丸秀の項を削り、同表株式会社九州フジバンの項中「福岡県糟屋郡新宮町大字上府八百四十番地の四」を「福岡県糟屋郡新宮町上府北三丁目一番一号」に改める。

第二号ロの表三菱重工業株式会社、三菱重工船舶海洋株式会社の項を削る。

第二号ハの表内外通商株式会社の項、田口興業株式会社の項、東京豆陽金属工業株式会社の項、エンケイマカベ株式会社の項、有限会社大橋工業の項、株式会社エキスパートギグの項、株式会社正和の項、株式会社三新金属の項、有限会社田所型工の項、有限会社桑原製作所の項、若林金型工業株式会社の項、株式会社平和工業の項、日綜ゴンドラ株式会社の項、有限会社光永工務店の項、三高チエン株式会社の項、有限会社高橋鉄工の項及び矢橿建設株式会社の項を削り、同表有限会社山田鉄工の項中「長野県伊那市西春近五千二百二十九番地の二号」を「長野県伊那市西春近四千百五番地三百二十四」に改め、同表ヤシマ金属株式会社の項、電化工業株式会社の項、株式会社赤堀技研の項、大東螺子株式会社の項、丸安シート株式会社の項、大喜工業株式会社の項、有限会社山忠の項、猪野工業株式会社の項、株式会社ファインテックスの項及び新豆陽金属工業株式会社の項を削り、同表杉岡プラスチック工業所の項中「奈良県葛城市大屋五十七―五」を「奈良県葛城市大屋五十七番地五」に改め、同表株式会社汎建製作所の項、株式会社魚鶴商店の項、株式会社ガルバ興業三原工場の項、因島鉄工株式会社の項、株式会社酒谷工業の項、川口板金サービス株式会社の項、有限会社大山ヘラ鋏り製作所の項、ヒカリ工業株式会社の項、川口電子株式会社の項、株式会社アサヒメッシュ産業の項、有限会社宇都興業の項、株式会社アファナの項、奥田精工株式会社の項、光硬質鍍金工業株式会社の項、株式会社松本シヤリング工場の項、東海熱処理株式会社の項、七福工業株式会社の項及び有限会社キクイケの項を削り、同表大登建設工業株式会社の項中「大阪府高石市西取石一丁目十一番十六号」を「佐賀県伊万里市立花町千二百十一番地二十一」に改め、同表サンテック株式会社の項、フロロテック株式会社の項、株式会社宮本組の項、石田鋼業の項、月井精密株式会社の項、株式会社福岡の項、東日本フーズ株式会社の項、有限会社エヌティーエムの項及び株式会社アオノの項を削り、同表株式